## 弥富市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市のまちづくりの指標となる弥富市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、弥富市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を 置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1)総合計画に係る調査・研究
  - (2) 総合計画に係る関係機関との協議・調整
  - (3) 総合計画に係る原案策定
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員会)

- 第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成 員以外の者であっても委員長が会議の運営上必要であると認めたときは、委員会 に出席させ、意見を求めることができる。
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は副市長とする。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(作業部会)

- 第4条 計画案の専門的事項を調査研究するため、委員会に作業部会を設置する。
- 2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、運営に関する事項 は別に定める。
- 3 作業部会は、必要に応じて委員長が招集する。

(幹事会)

- 第5条 作業部会の調査研究結果の総括事項について、調査・検討するため、委員 会に幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、運営に関する事項は 別に定める。
- 3 幹事会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表第1

◎副市長
教育長
○総務部長
民生部長
開発部長
教育部長
議会事務局長

◎は委員長、○はあらかじめ指名した者を示す。

## 別表第2

総務部会	総務課長	庁舎建設準備室長	財政課長
	◎秘書企画課長	危機管理課長	税務課長
	収納課長	会計管理者	議会事務局長
	監査委員事務局長		
民生部会	市民課長	保険年金課長	環境課長
	◎健康推進課長	福祉課長	介護高齢課長
	児童課長	十四山支所長	総合福祉センター所長
開発部会	◎農政課長	商工観光課長	土木課長
	都市計画課長	下水道課長	開発部次長(県)
教育部会	◎学校教育課長	生涯学習課長	図書館長
	教育部次長(県)		

◎は作業部会の部会長及び幹事会の幹事とし、秘書企画課長を幹事会の会長とする。